



阿波市告示第104号

阿波市防犯カメラ設置支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年9月25日

阿波市長 町田 寿人



阿波市防犯カメラ設置支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で安心な阿波市の実現のため防犯カメラの設置を行う地域防犯組織等に対し、阿波市防犯カメラ設置支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、阿波市補助金交付規則（平成17年阿波市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 地域の防犯を目的に、公共空間に設置されるカメラ設備であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 不特定多数の人を撮影するため継続的に設置され、個人の識別が可能な画像を撮影するもの（専ら商業施設内、住居又はマンション出入口等を撮影するものを除く。）

イ 画像等（画像と一体的に記録された音声を含む。以下同じ。）を記録用媒体に保存するもの

(2) 地域防犯組織等 自治会その他の地域的な共同活動を行う団体又は主体的に地域の防犯活動に取り組む団体をいう。

(3) 公共空間 道路、公園、広場その他の不特定多数の者が利用し、又は通行する場所をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域住民の安全確保及び犯罪抑止のため防犯カメラを設置する事業とし、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 防犯カメラが別表に掲げる全ての機能及び性能要件を満たすものであること。

(2) 防犯カメラの撮影区域が公共空間であること。

- (3) 防犯カメラの撮影範囲内に民家及び事業所等がある場合は、その所有者等の同意を得ていること。
- (4) 防犯カメラ設置場所の所有者等の同意を得ていること。
- (5) 防犯カメラの効果的な設置場所及び撮影範囲等について、あらかじめ、徳島県阿波吉野川警察署の助言を受けていること。
- (6) 防犯カメラについて管理運用規程を定めていること。
- (7) 営利を目的とするものでないこと。
- (8) 賃貸により設置するものでないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、防犯カメラを設置しようとする阿波市内の地域防犯組織等であって、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

- (1) 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- (2) 組織の構成員が3名以上であること。
- (3) 規約、代表者等を定めていること。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とした組織でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 防犯カメラの購入に係る経費
- (2) 専用ポール、ケーブル等の設備又は防犯カメラの設置工事費
- (3) 防犯カメラの設置を示す看板等の作成費及び設置費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 土地の取得、造成、補償又は使用に係る経費
- (2) 防犯カメラの保守及び機能維持を目的とした修繕に係る経費
- (3) 消耗品の交換に係る経費（既存の防犯カメラの交換に併せて行うものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費

(補助金の額、補助率及び補助限度額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、補助率は補助対象経費の10分の10とし、補助限度額は防犯カメラ1台につき50万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、阿波市防犯カメラ設置支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出して、その申請をしなければならない。

2 交付申請書には、次に掲げる関係書類を添付しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 設置する防犯カメラの概要が分かる書類（カタログ等）
- (3) 補助対象経費及びその内訳が分かる見積書の写し
- (4) 防犯カメラを設置する場所の現況写真及び付近見取図
- (5) 防犯カメラ設置に関する周辺住民等の同意書又は協議経過書
- (6) 防犯カメラ設置に関する土地及び施設所有者の使用承諾書の写し
- (7) 次に掲げる事項が規定されている防犯カメラ管理運用規程
 - ア 設置の目的及び目的外利用の禁止
 - イ 設置場所及び撮影範囲
 - ウ 防犯カメラを設置している旨の表示の方法
 - エ 管理責任者及び操作取扱者の指定
 - オ 設置者等の責務
 - カ 撮影された画像等の適正な管理
 - キ 撮影された画像等の提供の制限
 - ク 秘密の保持
 - ケ 保守点検等
 - コ 問合せ及び苦情等への対応
- (8) 防犯カメラの適正な管理運用についての確約書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの（交付決定等）

第8条 市長は、前条第1項の申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をし、交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）に対して阿波市防犯カメラ設置支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、阿波市防犯カメラ設置支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 補助対象事業は、交付決定前に実施してはならない。ただし、補助対象経費に該当しないものについては、この限りでない。

（補助金の交付条件）

第9条 市長は、交付決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 防犯カメラの設置に際しては、設置場所、撮影方法及び録画画像の管理等について、公益社団法人日本防犯設備協会が策定する「防犯カメラシステムガイド」及び徳島県警察本部が策定する「徳島県防犯カメラ設置支援事業補助金交付要綱の運営に関するガイドライン」等にのっとり、個人のプライバシーに十分配慮し、設置場所周辺に居住する住民等の合意を得て行うこと。
- (2) 防犯カメラの設置場所の所有者、管理者等の承諾又は許可（法令、要綱等に基づくものを含む。）を得られ、又は補助対象事業開始までにその見込みがあること。
- (3) 設置する防犯カメラについては、徳島県警察が推奨する機器を優先的に検討するとともに、効果的な設置場所や撮影範囲等について、あらかじめ、管轄する徳島県阿波吉野川警察署に意見を求めること。
- (4) 防犯カメラの運用及び管理に関する経費については、設置から撤去までの間、全て補助事業者が負担すること。
- (5) 交付申請をした日の属する会計年度の12月31日までに補助対象事業を完了するものであること。

（変更等の承認の申請等）

第10条 補助事業者は、補助対象事業内容の変更又は中止若しくは廃止（以下「変更等」という。）をしようとするときは、市長の承認（以下「変更等の承認」という。）を受けなければならない。ただし、補助対象事業に係る計画の軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前項に規定する軽微な変更とは、交付決定額が変わらない範囲において、その算定の基礎となる各費目で予算との増減が20パーセント未満の変更とする。
- 3 変更等の承認を受けようとする補助事業者は、阿波市防犯カメラ設置支援事業補助金変更等承認申請書（様式第5号。以下「変更等承認申請書」という。）を市長に提出して、その申請をしなければならない。
- 4 前項の補助対象事業の変更等承認申請書には、当初、交付申請書に添付した関係書類のうち、その記載内容に変更が生じるものを添付して、その申請をしなければならない。この場合において、収支予算書を変更するときは、変更収支予算書（様式第6号）を使用するものとする。
- 5 市長は、変更等の承認の申請があった場合には、必要に応じて調査等を行い、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、変更等の承認を決定するものとする。
- 6 市長は、変更等の承認の決定をしたときは、速やかに、阿波市防犯カメラ設置支援事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第7号）により、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の概算払）

第11条 市長は、補助対象事業の遂行に必要があると認めるときは、補助事業者に対

し、補助金の一部又は全部を概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、阿波市防犯カメラ設置支援事業補助金概算払請求書（様式第8号）に交付決定通知書の写しその他市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出して、その請求をしなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助事業者に補助金の概算払をするものとする。

（実績報告書の提出）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業が完了した日の翌日から起算して、30日を経過する日又は補助金を受けようとする会計年度の1月31日のいずれか早い日までに、阿波市防犯カメラ設置支援事業補助金実績報告書（様式第9号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出して、その実績を報告しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる関係書類を添付しなければならない。

- （1） 収支精算書（様式第10号）
- （2） 防犯カメラの設置及び購入に係る契約書又は請書の写し
- （3） 防犯カメラの設置及び購入に係る工事完了届又は納品書の写し
- （4） 防犯カメラの設置及び購入費用の支出に係る領収書等の証拠書類の写し
- （5） 防犯カメラ設置後の現況写真（カメラ、録画装置、撮影範囲及び防犯カメラの設置を示す看板等の写真）
- （6） 防犯カメラ管理運用規程
- （7） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（補助金の交付額の確定等）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、必要に応じて調査等を行い、当該実績報告の内容を審査するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査により、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、補助金の交付額を確定し、阿波市防犯カメラ設置支援事業補助金交付額確定通知書（様式第11号）により、速やかに、補助事業者に確定された補助金の交付額（以下「交付確定額」という。）を通知するものとする。

- 3 市長は、前項の場合において、交付確定額を超える補助金が既に交付されているときは、補助事業者に対し、相当の期限を定めて当該超過額の返還を命ずるものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助事業者は、交付確定額の通知を受けた後、阿波市防犯カメラ設置支援事業補助金交付請求書（様式第12号。以下「請求書」という。）により、市長に対し、交付確定額から概算払を受けた額を控除した額の交付を請求するものとする。ただし、交

付確定額が当該概算払を受けた額を超えない場合は、この限りでない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに、補助金を補助事業者に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は補助金の交付額の確定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助対象事業を遂行することができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反し、又は従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、阿波市防犯カメラ設置支援事業補助金交付決定取消決定通知書(様式第13号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、相当の期限を定めて阿波市防犯カメラ設置支援事業補助金返還命令書(様式第14号)により、その返還を命ずることができる。

(財産処分制限)

第18条 補助事業者は、市長の承認を受けずに、補助対象事業により取得した防犯カメラ及び附帯設備一式を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過したものを除く。

(画像情報の提供)

第19条 補助事業者は、警察による犯罪捜査等のため、防犯カメラの画像等の提供を求められた場合には、やむを得ない場合を除き、これに協力するなど、適切に対応するものとする。

(帳簿等の保存等)

第20条 補助事業者は、補助対象経費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これらを保存しなければならない。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

機能及び性能要件

1 カメラ

(1)	有効画素数が200万画素以上であること。
(2)	カラー画像であること。
(3)	作動時間が1日24時間であること。
(4)	夜間でも人物等が識別できる撮影機能があること。
(5)	屋外用として使用できる防雨・防じん機能があること。
(6)	撮影と同時に、撮影映像を視認できるモニター等を有しないもの
(7)	追跡機能を有しないもの

2 レコーダー

(1)	記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。
(2)	記録間隔が1秒間に4コマ以上であること。
(3)	有効画素数が200万画素以上での記録ができること。
(4)	外部記録媒体に画像が記録できる機能を有すること。